

社会資本整備審議会建築分科会 第23回基本制度部会

平成22年2月26日

【事務局】 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日事務局を務めさせていただきます、〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、マスコミ等の取材の希望がありますので、よろしくお願いいたします。それからカメラ撮りは、冒頭から議事に入るまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、部会の議事につきましては、分科会に準じて、プレスを除き、一般には非公開となっております。また、議事録は委員の皆様の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

定足数の確認ですが、本日は委員総数の3分の1以上の委員にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、〇〇部会長におかれましては、昨年12月の任期満了に伴いご退任されたところでございます。このため、本日は〇〇部会長代理に議事運営していただくことになっております。よろしくお願いいたします。

本日は諮問事項、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」のうち、「質の高い建築物の整備方策」の意見取りまとめについて調査審議いただくこととしております。

まず、資料の確認をさせていただきます。座席表、議事次第、委員名簿がございまして、それから資料1がございまして、これが本日の意見取りまとめ案でございます。それから、その後ろにそれぞれ1枚ずつで、参考資料1、参考資料2、参考資料3を配付しております。以上の資料をお配りいたしております。欠落等がございましたら、事務局までお申し出ください。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議事運営につきましては、〇〇部会長代理、よろしくお願いいたします。

【部会長代理】 本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。また、足元も悪いので、帰りの節は十分お気をつけてお帰りく

ださい。

事務局からご紹介がありましたように、定足数を確認してありますので、ただいまから社会資本整備審議会建築分科会第23回基本制度部会を開催いたします。本日は、平成20年9月1日に、国土交通大臣から建築分科会に諮問されている、安全で質の高い建築物の整備を進めるに当たっての建築行政の基本的なあり方のうち、質の高い建築物の整備方策について審議を行うものでございます。質の高い建築物の整備方策については、これまで当部会において有識者の方にご臨席いただいて、ヒアリングを実施してきたところでございます。本日は、部会でのこれまでの意見の取りまとめを行うものでございます。

それでは、議事次第に沿いまして議事に入りたいと思います。まず、議事の「質の高い建築物の整備方策についての意見取りまとめ」について、調査審議いたします。事務局のほうから、お手元の資料の、意見取りまとめ案のご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。よろしく申し上げます。私のほうから資料のご紹介をさせていただきます。

お手元、右肩に資料1番とございます、「質の高い建築物の整備方策についての意見とりまとめ」(案)のほうをごらんいただけますでしょうか。順次、内容のポイントについてご紹介してまいりたいと思います。

おめくりいただきまして1ページ、「はじめに」でございますが、先ほど〇〇部会長代理からご説明がございましたように、平成20年9月1日に、質の高い建築物は何か、それを実現するための方策等について整理するため、諮問がなされたところでございます。

その諮問では、中段の段落でございますように、質の高い建築物の整備に向けた目標や基本理念、関係者の責務等について検討する必要があるということございまして、この諮問を踏まえまして、基本制度部会におきまして、これまで有識者の方々等へのヒアリングを行いつつ、議論が重ねられてきたところでございまして、この意見取りまとめは、これまでの委員の皆様方のご意見を取りまとめたものでございます。

おめくりいただきまして、2、3ページ目は諮問書と諮問文でございますので、説明は割愛させていただきます。

それからもう1枚おめくりいただきまして、4、5ページに検討の経緯がございます。9月1日に諮問がございまして、部会では12月11日に全体的な意見交換をいたしまして、その後、委員の方を含めまして、6回にわたりまして、この質の高い建築物の整備方

策について、いろいろな観点からご意見をいただき、それについて委員の皆様との意見交換をしてきたところでございまして、本日2月26日、この意見取りまとめの審議をお願いしているということでございます。

この後の構成は、具体的なご意見について整理させていただいておりますが、ほぼ、この進め方の順番、各回に沿いまして、出されておりましたご意見等を整理させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

おめくりいただきまして6ページでございますけれども、質の高い建築物の整備方針に係る検討課題の整理ということで、3点の検討課題の整理がなされまして、議論がスタートしております。1つは①ということで、質の高い建築物の整備に向けた目標・基本理念や関係者の責務と、それらの共有方策についてということ。それから2番目に、②として建築物の質についての目標設定や表示方策について。さらに③、3番目で学際、業際という言葉が使われておりますが、幅広い観点から質の高い建築物の整備方策について検討する必要があるということで、課題整理がされております。

これにつきまして、部会で言いますと12月の部会で、まずこういった検討課題について、さらにどういった事項を考慮すべきかということについて審議、意見交換をしていただきました。それが7ページでございまして、その柱、文章にございますように、その左のページの課題について意見交換を行っております。

後ほど出てまいります、この意見交換を踏まえて、こういった考慮すべき事項を踏まえつつ、さらにさまざまな視点や立場からのご意見を伺おうということでヒアリングを行っております。

以下は、そのヒアリング等を通じて出された以下を取りまとめたものでございますが、括弧書きでございますように、必ずしも部会の皆様方のご意見が集約されたということではございませんで、出されたいろいろなご意見、ご提案を記載させていただいております。

以下、ご意見等の紹介をさせていただきます。まず(1)でございますが、この検討課題について意見交換をいたしました。それでは、①の質の高い建築物の整備に向けた目標・基本理念や関係者の責務、それらの共有方策についてということでは、まず、質の高い建築物とはどのようなものなのかという概念整理、あるいはその供給、所有、利用、管理といった総合的な観点で質を扱うことが必要ではないか。

さらに、その質についてどういった視点から見ると、どこに焦点を当てるかによって、かなり概念が違ってくるのではないかと。あるいは、その地域や使われ方にふさわしい質と

いうものが先にあるのではないか。さらには、既存のストックをよりよいものにするためにどうすべきかといった観点が重要ではないかといったご意見がございました。

おめくりいただきまして8ページでございます。2番目の検討課題に、建築物の質についての目標設定や表示方策についてでございますが、品質確保をどう組み立てていくかという観点や、その地域性の問題が論点になるのではないかとしたことをご考慮すべきだというご意見がございました。

さらに3点目の、幅広い観点からの質の高い建築物の整備促進方策については、専門家の関与でございますとか、美学に重点を置いて考える必要があるのではないか、あるいは都市的な安全性、防災の観点、あるいは部材、資材の製造段階での品質確保といった観点、さらには4つ目の丸にございますように、あるべき建築の理念や関係者の責務を基本法の形で整備することも、検討することが望ましいといったご意見がございました。

こういったことを考慮しつつ、さらに議論を深めようということで、8ページの下からですけれども、さまざまな視点、学術、経済、消費者、生産者、設計者、建築家、建築史といったさまざまな視点、お立場からご意見聴取を行ってまいりました。以下、そのご意見聴取の結果と、その際の委員から出されたご意見について整理しておりますので、ご紹介いたします。

9ページでございますが、これは3月4日にヒアリングをいたしております。このときは委員のほうから、臨時委員の〇〇先生と、それから〇〇先生に意見発表をお願いしております。

〇〇先生のほうからは、最初に持続可能型社会への転換を迫られているといった現状認識の上で、2つ目の丸にございますように、フロー対応とストック対応という両面があるんだけれども、ストック対応が特に重要なテーマになってくるのではないかとということ。さらに3つ目の丸で、建築の質にはさまざまな側面や切り口があって、その生産・利用の特性が、質の問題を複雑で難しい問題にしているといったこと。

さらに課題として、その質を規定する基本的要素、〇〇先生は、「ヒト・システム・ワザ・カネ」というキーワードで整理されておりましたが、そういったものの改善、さらに質を左右する建築企画に努力を払うべきだといったご意見をちょうだいしております。

それから、同日、〇〇委員にもご意見発表をお願いしております、下のほうですが、〇〇委員のほうからは、建築基本法というようなものを考えて、そこで十分議論した上で新しい法体系を考えられないかと。

10ページでございますけれども、そのご提案の2つ目の丸でございますが、建築基本法の目的は、基本理念を定めて責務を明らかにするというようなことだと。ただ、今のシステムを一気に変えることは困難であろうし、どのぐらい時間をかけていくかということもまだ議論が必要だといったご意見をいただいております。

その際の委員の皆様からのご意見としては、ストックの質を高めることが問題ではないか。あるいは建築家の方が、その建築企画にどう携わるか。さらに、基準法がかなり詳細に規定しているので、技術者が能力を自発的に活用する気力をそいでいるのではないか。さらに、その建築物に、社会財としての責任を負うといったご意見もいただいております。

さらに、下から2つ目の丸では、基本法という手法について法律をつくったからといって、必ずしも国民が決意するということと同義ではないだろうとか、あるいはその方策として、トップランナー方式あるいは表彰制度のようなやり方も議論すべきではないかといったご意見をいただいております。

それから11ページ、これは2回目のヒアリングでございますが、6月3日に委員の方以外でございますが、〇〇先生、それから建築物のエンジニアリングレポートという評価をしていらっしゃる実務者の〇〇執行役員にご意見をちょうだいしました。

そこでは、〇〇教授のほうからは、建物という商品には専門家ではない一般消費者が安全性についてなかなか判断できない。経済学的には、建物には強い情報の非対称性がある。したがって、その解決の方向として質の競争を促すべきだというご意見をちょうだいしております。

それから〇〇執行役員のほうからは、エンジニアリングレポートのご紹介をいただいた上で、2つ目の丸でございますように、世界でもサステナブルビルや、その評価ツールが普及しつつあるので、質の高い建築物の普及にはエンジニアリングレポートだけにとどまらず、CASBEEの活用など、総合的な環境性能評価の視点、マーケットへの理解促進が重要ではないかといったご意見が出されました。

その後の意見交換では、委員のほうから、最低基準自体は必要ではないか、あるいは、最低基準を満たすことにコストがかかっていって、それが最低基準を満たす建築物が安全だとする幻想を与えているのではないか。さらに、質の競争をつくり手側に促すことが必要ではないかといったご意見をいただきました。

おめぐりいただきまして、12ページでございます。これは7月に、今度は消費者の視点というテーマでご意見を発表をいただきました。このときは、臨時委員でもいっしょ

います、〇〇臨時委員、それから、その〇〇で顧問をしていらっしゃる〇〇さん、さらに〇〇弁護士、それから〇〇の〇〇理事のほうからお話を伺っております。

〇〇理事、〇〇顧問のほうからは、〇〇への相談、苦情の状況、さらに、そういったところから2つ目の丸にございますように、消費者の方は建築基準法の遵守、契約履行を業界全体に求めているといったご意見がございました。

それから2人目の〇〇弁護士のほうは、消費者相談をよく受けておられる弁護士さんですけれども、消費者相談を受けて調査に行くと、必ず基準法違反なり契約違反の箇所が見つかる。したがって、最低基準を確保した住宅が建築されるシステムとして、施行段階のチェック体制の充実、あるいは信頼できる建築士へのアクセスが必要であるといったご意見をいただいております。

それから〇〇の〇〇理事からは、センターのほうでの相談、紛争処理の状況をご紹介いただきました。この際には、委員の方から出されたご意見として、工事監理等々について建築の専門家を探せる仕組みが必要であるといったご意見や、それから住宅瑕疵の状況については、発生状況のいろいろな見方があるんじゃないかといったご意見、さらに紛争の解決のあり方、あるいは技術者制度のあり方等々について、さらに設計や工事監理の対価、関係団体との関係についてもご意見をちょうだいしたところでございます。

それから13ページの下のほうからは、これは9月3日に実施しておりますが、生産者の視点ということでヒアリングを行いました。この際には、14ページの上でございますように、〇〇の〇〇常務執行役員からお話を伺っております。〇〇常務執行役員からは、生産者のお立場で、建築の質には個別の建築主の意向が強く反映するんだけど、そういった建築主のニーズは、従来にも増して多様性、複雑性、非明示性を極めてきているといった状況、さらに建設会社としての取り組みの状況をご紹介いただいた上で、3つ目の丸にございますように、企業努力だけで建築の質の向上を図ることはもはや十分ではなくて、いろいろなステークホルダーを対象にしてやっていくことが必要ではないか。さらに、建設業界としても、建設作業の見える化等で適正な評価を受けるといった取り組みが必要ではないかといったご意見をいただいております。

この際には、委員のほうから出されたご意見として、ストック改善の取り組みであるとか、あるいは管理建築士、さらには工事監理の必要性、さらに実際の設計業者、施工業者にもかなり技術力に差があるので、それを視野に入れることも必要ではないかといったご意見がございました。

それから15ページでございますが、今度は設計者の視点ということで、これは先ほどの〇〇執行役員と同じ日にご意見発表いただいておりますが、〇〇設計のほうから〇〇副社長においでいただきご意見をいただきました。

〇〇副社長のほうからは、ウィトルウィウスの3要素「用・強・美」のうち、最近は「用」、特に経済性が重視されるケースが多くなっているのではないかと。さらに、それを踏まえて、設計事務所としてのお立場からということだと思いますが、質の高い建築物の実現に当たっての課題、さらに技術の側面、法律の側面、その他からいろいろな実現方策についてのご意見、ご提案をいただいております。

その際、委員のほうから出されたご意見としては、建築の語る言葉の力が非常に衰弱しているのではないかと。あるいは建築基準法に適合していればいいという形で設計されてしまうのではないかと。さらに、建築物の質は、健康のようなものと違って市民に直接訴えづらいついたご意見がございました。

それから16ページ、17ページ、これがヒアリングとしては最後の10月7日の会でございますが、建築家の視点ということで、海外でもかなり幅広く活躍されている〇〇様においでいただきましてご意見をいただきました。坂様からは、質の高い建築物を実現するには、質の高い建築家を育てる教育が重要だというような、人、教育についてのご意見をいただきまして、米国の状況、それから日本の状況の比較でご意見をいただいております。さらに、受注形態の違いや、あるいは設計・施工のチームづくりにも海外と日本でかなり違うんじゃないかといったご意見をいただきました。

その際、委員からのご意見としては、日本の教育の課題、あるいは海外の状況、さらに設計、組織のあり方としても、アトリエ系やゼネコン、設計事務所といったいろいろな特長があるので、こういった3者が共存する必要があるのではないかとご意見をいただいております。

それから同じ日ですけれども、右側17ページで、〇〇、建築史のご専門でいらっしゃいます〇〇先生においでいただきまして、ご意見をちょうだいしました。〇〇先生のほうからは、建築の3要素「用・強・美」があるわけですが、「強」の概念には、強度だけではなくて耐久性の意味が入っているんだと。したがって、質を考える上では、よい建築物をつくり継続するという視点が必要だというご意見をいただいております。

さらに、3つ目の丸にございますように、時間概念といいますか、建築物の質は時代と共に変化する、現在の質は必ずしも絶対ではないといったようなご意見、さらに質の高い

建築物を維持するには、建築後50年間に至るまでさまざまな支援が欠かせないんだといったご意見をちょうだいしております。

その際の委員からのご意見では、単体としてのみならず、都市環境の質を維持するために社会全体でどういった負担を担うか考えねばならないかとか、あるいは、短いサイクルだけではなくて、長いサイクルで考えていかなければいけないんじゃないかといったご意見をちょうだいしております。

それから18、19ページをごらんください。ここだけ順序が前後しますが、これは6月29日に、平成20年度に公募によりまして、建築の質の向上に関する検討に取り組みました8つの団体からご報告をいただいております。

ただし、これらの団体さんにつきましては、継続して今年度も質の向上に関する検討を続けられておりますので、あくまでその時点での各団体さんからの調査、検討状況のご報告ということでございまして、社団法人の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、それから〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、それから〇〇さん、さらに、社団法人の〇〇のほうから、それぞれの団体の中でのご議論として、質の高い建築物を有すべき性能、関係者の責務等についてご意見、ご提案をちょうだいしたという状況でございます。20ページ下のほうにございますように、その際の委員との意見交換では、建築家の責務、責任でありますとか、あるいは質の多様な複合的なものに取り組む必要があるのではないかと。さらに、関係者としてどこまでを考えるのか、相当の知見が蓄積されている日本の建築学の知見、技術力をもっと活用できる仕組みをさらにつくっていく必要があるのではないかとといったご意見が出されたところでございます。

このように21ページにございますように、これまで基本制度部会におきまして、質の高い建築物の整備方策について、さまざまな視点から幅広く意見を聴取した結果をここに取りまとめさせていただいたものでございます。以上でご報告のほうを終わらせていただきます。

【部会長代理】 ありがとうございました。

報告書の最後のページはよろしゅうございますか。

【事務局】 22ページに名簿と、一番最後は、諮問のときの趣旨をご説明したときに使いました資料を添付させていただいております。

【部会長代理】 ありがとうございました。

ただいまのご説明を踏まえまして、何かご質問等、もしくはご意見がございましたら、

ご発言をお願いしたいと思います。多分、皆様方のお手元に参考資料1 というのがありますので、これを横に置きながら、質問、質疑等をしていただければ結構だと思います。時系列的に何がやられたか書いてありますので、ご記憶をたどれるのではないかと思います。

では、審議のほう、よろしくをお願いしたいと思います。どなたか、ご意見、ご発言はございますでしょうか。

いかがでございましょうか。今、〇〇さんからの資料のご紹介は、私が今申しました参考資料1の時系列を発言者の分野によって少しソーティングをして、今回こういう形でまとめていただいたという理解でよろしゅうございますね。

【委員】 いいでしょうか。

【部会長代理】 いや、それでは、〇〇委員のほうから。

【委員】 専門家じゃない者が最初にお話ししていいのかどうかわかりませんが、取りまとめということについてご質問なんです、何らかのものが諮問されると、それに対していろいろな先生方というか、委員の方々が意見を言いながら、大体こういうところに集約されるのではないかとかいうことの方が今までは多いのではないかと。今回の場合は、こういう形で皆さんがそれぞれお話しになられたのを、最終的にこういう意見がございましたということととどめようというような趣旨でよろしいのですか。

私はたまたま、18歳を成人と見るか、見ないかという法制審議会民法成年年齢部会に出て意見を言いましたけれども、なかなか決まらなくて、両論併記的でした。最終的には一本化しました。そういう形でもう一つ、別にまとめた方この報告書、いわば新しい取りまとめ方ととらえてよろしいのでしょうか。

【部会長代理】 これは事務局のほうから。

【事務局】 質の高い建築物に対して、9ページにありますけれども、それぞれの視点でいろいろなご意見が寄せられたということで、立場、視点によってそれぞれのご意見がありまして、これについてどれが正しくて、どれがどうだとか、この中でどれに集約しましょうかというような議論でもないのかなということで、それぞれ、その立場とご意見をご紹介させていただいて、それでもって取りまとめさせていただいたというふうに今回の取りまとめを考えております。

【部会長代理】 〇〇さん、よろしゅうございますか。

【委員】 はい、結構です。

【部会長代理】 ほかにどなたか、ご意見。

特にございませんようでしたら、この時点をもちまして、意見の取りまとめについての調査、検討というものは終了させていただきたいと思えます。よろしゅうございますか、最後。

それでは、今、〇〇委員からのご質問に対して事務局からお答えいただいております、この取りまとめ案そのものの内容の字句修正とか、そういうご提案ではないという理解をしてよろしゅうございますか。

【委員】 はい。

【部会長代理】 ということで、特段これでご意見がございませんようでしたら、本日お配りした資料1をもちまして、意見の取りまとめと、つまり「案」をとらせていただくことにさせていただきたいと思うんですけれども、よろしゅうございますでしょうか。

特段ご異議のある方、よろしゅうございますか。異議なしということでご承認いただいと。

(「はい」の声あり)

【部会長代理】 ありがとうございます。

それでは、くどいようですけれども、今、皆さん方のお手元にある資料1の「案」をとらせていただいて、これをもちまして、基本制度部会の意見取りまとめとさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして、議事次第に書かれてございます質の高い建築物の整備方策についての意見取りまとめに関する審議は終了させていただきたいと思えます。本日ご出席の皆様方に、これまでのご協力、どうもありがとうございました。

特に議事として、ほかに事務局のほうからございますか。よろしいですか。

【事務局】 それでは、これまでのお礼も含めまして、〇〇住宅局長から一言ごあいさつ申し上げます。

【住宅局長】 住宅局長の〇〇でございます。委員の先生方には日ごろから建築行政、住宅行政に格段のご支援、ご協力をいただいておりますことを、まず初めに御礼申し上げたいと思えます。今日の取りまとめということもございまして、一言御礼を申し上げたいと思えます。

この基本制度部会は、考えますと、平成17年12月に設置されております。ちょうど例の一連の耐震偽装問題が顕在化したときでございました。それへの対応を精力的にご議論いただきまして、建築物の安全確保のための方策ということにつきまして答申をいただ

きました。これに従いまして、建築基準法の改正等、さまざまな措置を講じてまいったわけでございます。また平成19年には、防耐火の建材についての不正受検という問題も発生いたしました。これについても、再発防止対策ということでご議論いただいてまいったわけでございます。

さらに平成20年の秋には、今日、意見の取りまとめを一応いただきました、安全で質の高い建築物の整備を進めるための行政のあり方ということについて議論をスタートいただきました。8回にわたりまして、ヒアリング等を通じまして、いろいろ貴重なご意見をいただいたところでございます。審議会の進め方について、島野先生のほうからもございましたが、実は、審議会のあり方として、幅広くご議論いただいて、それを受けて行政としてどういうふうに整理をするのか。無理に審議会で一本の結論にしないというのは、実はこの部会だけではございませんで、社会資本整備審議会のほうの住宅宅地の分科会のほうでも、そのようなやり方を今はやっております。

特に、今回お願いしましたテーマ、これまでのご議論を聞いておりまして、非常に幅広い議論がございました。これを無理に一つに集約することはなかなか難しいし、また、そういう性格のものではないだろうと思っております。

いずれにしましても、この、いただきました貴重なご意見をもとにしまして、これからの建築行政、政策をどのように組み立てていくのかということ、これは行政側の私どものほうで、政府三役にご指示をいただきながら詰めていくべきことと考えているところでございます。

委員の皆様方には、この間のご審議について改めて御礼を申し上げますとともに、これからも引き続き、私どもの行政につきまして格段のご支援、ご協力をいただきますよう、心からお願いを申し上げまして、御礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

【事務局】 委員の皆様方におかれましては、これまで、本日を含め8回にわたり、質の高い建築物の整備方策について調査審議を賜り、ありがとうございました。本部会につきましては、審議が終了いたしましたので、今後、部会の廃止について、建築分科会の委員、及び臨時委員の皆様は書面で議決をお願いしたいと考えております。

本日のご出席の方々に、ただいま配付させていただいておりますとおり、評決書を配付させていただきますので、ご記入の上、机の上に置いてお帰りいただくか、後日、事務局までファクスにてお送りいただければとございます。

本日の議事につきましては、事務局で議事録として取りまとめた後、委員の皆様にご確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。

【部会長代理】 どうもありがとうございました。本日は足元の悪い中、この基本制度部会のほうにご出席いただきまして、どうもありがとうございました。以上をもちまして、第23回の基本制度部会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —